

## 令和7年度 第1回 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会 会議録

|           |   |
|-----------|---|
| 会議の名称     | 令和7年度 第1回 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会   |
| 開催日時      | 令和7年7月15日(火) 午後4時から午後5時まで   |
| 開催場所      | 藤井寺市役所 厚生棟2階 研修室  |
| 出席者       | <p>委員： 弁護士：中森 俊久<br/> 大阪府スクールソーシャルワーカー：谷奥 大地<br/> 大阪府臨床心理士：高橋 健一郎<br/> (順不同・敬称略)</p> <p>事務局： 教育長：見浪 陽一、教育部長：大山 哲也<br/> 教育部教育監：寺田 剛、学校教育課長：田中 守<br/> 学校教育課主幹：池田 圭介</p> |
| 欠席者       | 委員： なし  |
| 会議の議題     | 市の取組<br>藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会(令和7年6月11日開催)の報告  |
| 会議の成立     | 委員3名中、過半数(3名)の出席があり、藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会<br>条例第6条第3項の規定により成立   |
| 傍聴者       | 0名  |
| 会議録の作成方法  | 要点記録  |
| 記録内容の確認方法 | 会議の議長の確認を得ている   |
| 公開・非公開の別  | 公開  |

## ○事務局

皆さん こんにちは。ただいまより、令和7年度藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会を始めさせていただきます。私は、藤井寺市教育委員会学校教育課 主幹の池田でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様方には、次の点についてご了解いただきますようお願いいたします。本委員会について、原則公開となっており、本日の傍聴者は0名です。

次に本日の内容につきましては、議事録を作成いたしますため、録音させていただきますので、ご了承願います。

最後に、本日の会議の中で個人のプライバシーに関する内容が含まれた場合は、守秘義務も含め、適切に対応していただきますようお願いいたします。

以上のことについて、委員の皆様方には、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、藤井寺市教育委員会 教育長 見浪よりご挨拶をさせていただきます。見浪教育長、よろしくお願いいたします。

## ○教育長

ただ今紹介がありました、藤井寺市教育委員会教育長の見浪 陽一でございます。

「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。まず初めに、皆様方におかれましては、平素より、本市学校園の子どもたちが安全で安心して学校生活を過ごすことができるよう、それぞれの立場からご尽力賜っていることに対しまして、心より御礼申し上げます。

さて、令和5年度全国の学校で把握されたいじめの件数は73万2568件で、このうち、いじめによる自殺や不登校などの「重大事態」と認定された件数は1306件ののぼり、いずれも過去最多となっております。認知件数が過去最多ですが、その数字自体が悪いわけではないと考えていますが、その中でも考慮すべき点は、いじめの「重大事態」が前年度比42.1%の増加となっており、このうち490件は、深刻な被害が生じるまで学校がいじめとして捉えていなかったことです。

今年5月頃の報道に、大阪府内の案件も含めて、第三者委員会の報告が4件ほど立て続けに掲載がありました。報告を見ていると、「いじり」や「ふざけ」等を軽くとらえる学校側の対応の甘さが指摘されたり、保護者とトラブルになったりするケースがあります。また表面的には仲が良いと見られている、被害児童生徒にも問題がある、一度謝罪が済んでいるなどの理由から、いじめの適切な対応を怠り、学校がいじめと認定せず、重大事態となり、子どもが PTSD や不登校になる等の案件がありました。

また、先日大阪府教育庁市町村教育室長がコロナの前後でいじめが変わってきたと、講演で話されました。仲間内のいじめ、いじりが増加しており、外から見えにくい傾向にあるとのことでした。各校には、アンテナを高くし、「いじり」や「じゃれあい」もいじめとして認知されることもあるため、しっかり区別して対応していくことが重要だをお願いしております。

藤井寺市においてもいじめの認知件数は増加しており、毎月各校から報告してもらっていますが、常態化することで、見過ごしていないかを心配しております。第三者委員会の報告や、年度初めの教育重点課題を学校に伝え、先生方にいじめに対する認識をしっかりと深めてもらいたいと考えております。

本日は皆様が忌憚のないご意見を交わされ、本市のいじめの取組に対して、実りのある会議となりますことをお願いいたしまして、教育委員会の挨拶とさせていただきます。

## ○事務局

ありがとうございました。本日は、本年度の初会合でございます。委員の任期は2年となっており、弁護士の中森俊久様、大阪府スクールソーシャルワーカーの谷奥大地様、大阪府臨床心理士会の高橋健一郎様に委員として昨年度に引き続き就任いただいております。委員としてご就任いただきました委員の皆様方に、委嘱状を手交させていただくべきところではございますが、各委員の皆様方のお席の方に、それぞれ置かせていただいております。ご了承いただき、ご確認の程、よろしくお願い申し上げます。

では、次第の3に移ります。ご出席いただいております委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと思います。中森委員より順次お願いいたします。

## ○中森 委員

天王寺あべの総合法律事務所から参りました弁護士の中森と申します。大阪弁護士会の子どもの権利委員会に所属しております。様々な問題を取り扱っておりますが、いじめの問題は年々増加しているように感じます。できることをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## ○谷奥 委員

高石市でスクールソーシャルワーカーをしております谷奥と申します。いじめの認知件数は年々増加しており、中には重大事態になりそうな事案もあります。学校現場ではいろんな法律がからんできますが、いじめに関して法に則り対応できているかという、まだまだ浸透していない部分があります。事例を通じて法の理解や運用を深め、緊張感をもって臨んでおります。よろしくお願い致します。

## ○高橋 委員

臨床心理士の高橋と申します。現在、大阪府立高等学校のスクールカウンセリングスーパーバイザーと大阪府公立小中学校のチーフスクールカウンセラーをしております。最近では、特に小学校が多いのですが、初動の遅さやボタンの掛け違いから重大事態になることがあります。不登校傾向にある子どもの背景にいじめがあることが多いので、まずいじめがなかったかを確認することは必要だと考えています。よろしくお願い致します。

## ○事務局

ありがとうございました。続いて事務局の紹介をさせていただきます。

見浪 教育長です。

大山 教育部 部長です。

寺田 教育部 教育監です。

田中 学校教育課 課長です。

私 学校教育課 主幹の 池田 です。

続きまして、次第の4、この藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会の設置根拠となります「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例」について、ご説明させていただきます。「資料 | 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例」をご覧くださいませでしょうか。

\*\*\*条例 読みあげ\*\*\*

なにかご質問等はありませんでしょうか。

資料2は、令和元年12月に改定を行った藤井寺市いじめ防止基本方針です。この方針に基づき、各校でもいじめ防止基本方針を策定しております。

その中から、重大事態が発生した場合について説明させていただきます。学校は「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」又は「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」が発生した場合、重大事態の発生を市教育委員会に報告します。市教育委員会は調査の主体を市教育委員会か学校かを判断し、調査組織を設置します。調査結果を被害者へ情報提供を行い、市教育委員会へ報告します。市教育委員会は調査結果をふまえ、必要な措置をとり、市長は再調査の必要性を判断することとなっております。

○事務局

それでは、次第の5、委員長及び副委員長の選出に進ませていただきます。

「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例第5条」に規定されておりますとおり、委員長及び副委員長は委員の互選により定めとなっております。どなたか、立候補、またはご推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

ないようであれば、事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

では事務局から提案させていただきます。委員長に中森委員、副委員長に谷奥委員を推薦させていただきます。よろしいでしょうか。

ご異議なければ、中森委員を委員長、谷奥委員を副委員長として決定いたします。この後の進行につきましては、中森委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○中森委員長

本委員会の委員長を引き続き務めさせていただきます、中森でございます。皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは、次第に沿いまして、会を進めさせていただきます。

では、次第の6、「藤井寺市のいじめ防止の取組」です。事務局から説明させていただきます。

○事務局

本市重点教育課題の一つが「いじめ防止早期発見」であり、市内全小中学校が一丸となっていじめ防止早期発見に努めるよう指示伝達しております。また、その中で、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことであることを十分認識し、「いじめ防止対策推進法」や「藤井寺市いじめ防止基本方針」に則り「学校いじめ基本方針」に基づき学校組織が一体となって取り組むことを確認しております。本市は、現在、この指示伝達事項をもとに、各学校はいじめの未然防止、早期対応に取り組んでいます。

そこで市教育委員会は小中学校の取組に対する支援としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣、配置しております。

スクールソーシャルワーカーは昨年度において延べ165回近くの派遣をいたしました。様々ないじめ事案

で、学校で開催したケース会議において、スクールソーシャルワーカーを派遣し適切なアセスメントとプランニングを行い、事後指導も含め、いじめの防止や再発防止における学校の支援を行っております。また関係機関とのネットワークの構築や連携・調整を積極的に行い、児童生徒や家庭の支援につなげております。スクールソーシャルワーカーが教職員対象の研修を実施し、生徒指導課題の適切な対応につなげております。

スクールカウンセラーは昨年度、府からの配置回数が増え、市内全小学校で年間12回配置、市内全中学校で年間35回配置となりました。今年度も昨年度と同様の配置回数であり、毎回の配置を有効に活用するなど、児童生徒・保護者・教職員に対して相談体制の強化を図っております。カウンセリングの中でいじめにつながる相談があった場合は、学校と連携をとりながら、早期対応を行っております。いじめも含んだ学校の生徒指導課題対応について、積極的なコンサルティングやケース会議への参加、教職員対象の研修を行うよう指示しており、未然防止や早期対応につなげております。

また、教育委員会学校教育課に配置している校長OBのいじめ防止対策指導員は、いじめ防止に向け、分析・研究をするとともに、学校訪問を行い、各校のいじめなどに関する情報集約・助言とともに国や府からの情報提供を行っております。

藤井寺市教育委員会学校教育課指導主事、藤井寺市担当のチーフSC、藤井寺市のチーフSSW、藤井寺市のいじめ防止対策指導員で構成する藤井寺市教育委員会 学校支援チームは、学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の重篤な事案への迅速かつ適切な対応及びその未然防止に向けた各校への支援を行っています。

さらに、教育相談機関として、藤井寺市相談ダイヤルを週に3回開設し、子どもや保護者の相談に応じております。そのほかにも相談できる機関として、府や国の相談機関を子どもやその保護者に周知しております。

また、6/11(水)に令和7年度第1回藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、普段のいじめ防止の取組についてご意見をいただきました。資料4にまとめておりますので、ご覧ください。

以上で、藤井寺市の取組について報告とさせていただきます。

#### ○中森委員長

ありがとうございました。何かご質問等はありませんでしょうか。

最後に、次第の7の「その他」です。事務局よろしく願いいたします。

#### ○事務局

今後、いじめの重大事態が発生する等、集まっていただく必要がある場合は、委員長と相談し連絡いたします。

本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。

#### ○中森委員長

これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これを持ちまして「令和7年度藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」第1回を閉会といたします。皆様ありがとうございました。